

茨城県自治研修所

平成24年度政策法務講座条例案（D班）

公共建築物等の木造化・木質化に関する条例について

1. 条例の制定を必要とした背景

平成9年の京都議定書において、日本は、平成20年から24年間の二酸化炭素排出量が平成2年に比べ6パーセント減とされています。また、平成22年10月1日には、「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、公共建築物についても可能な限り木造化・木質化を図ろうとする動きが出てきています。

木材の利用を促進することは、地球温暖化の防止や、循環型社会の構築に寄与するとともに、国産・県産材の利用は、国内・県内の森林整備を促進し水源の涵養や国土・県土の保全に貢献します。また、地域の林業・木材産業、工務店の利用により、地域経済への波及効果も大きなものが期待できます。

以上のことから、木材利用を積極的に推進することは地方公共団体にとっての責務と考え、条例制定が必要と考えます。

2. 現状

- ・公共建築物の整備については、木材を使用した建築物が少ない。
- ・木材は他の非木材の材料に比較して、強度が劣り、コストも高くなる傾向にあり、利用頻度が低い。
- ・国産・県産材利用の減少傾向は長く続いており、林業・木材産業は厳しい状況に置かれており、森林が持つ機能の発揮や、森林資源の循環利用に支障をきたしている。
- ・公共建築物等整備の発注において、大手ゼネコンが落札者となる案件が多く、地元建設業者が参入しにくい。

3. 関係法令

- ・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・消防法
- ・森林法

4. 条例の目的・施策

(1)目的

古来より日本人にとって慣れ親しんだ木材による公共建築物等の整備を推進することが、利用者にとって快適な空間を創出し、木のぬくもりのあるまちづくりを推進する。

(2)施策

- ア 木材利用促進に関する方針策定
- イ 木材利用目標値の設定
- ウ 市以外の者が整備する公共建築物における木材利用に対する助成も併せて実施
- エ 協議会の設置

5. 条例制定による効果

木材を利用した公共建築物の整備推進は、地域の工務店の活用、林業・木材産業の振興につながり地域経済の活性化が期待できる、また、森林整備を促進し、国土・国土の保全も期待できるなど、自然環境への波及効果の高いものがある。

6. 立案上の検討事項

(1)木造化・木質化の対象の絞り込み

木造化・木質化が可能な施設と、そうでない施設の区分

(2)災害対策の観点から強度を保持するための要件の設定

特に避難所として役割を担う公共建築物等への適用

7. 課題

- (1)木造化・木質化による整備・修繕コストの増加
- (2)耐用年数の短縮化

〇〇市公共建築物等の木造化・木質化の推進に関する条例をここに公布する。

平成24年〇月〇日

〇〇〇市長

〇〇市条例第〇号

〇〇市公共建築物等の木造化・木質化の推進に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
 - 第2章 各主体の責務及び役割（第4条～第8条）
 - 第3章 市の施策等（第9条～第14条）
 - 第4章 協議会（第15条～第17条）
 - 第5章 雑則（第18条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公共建築物等の木造化・木質化を推進することにより、地球温暖化の防止及び循環型社会の構築に寄与するとともに、地域材の利用による市内の森林整備の促進及び地域経済の活性化のための基本的事項を定めることにより、快適でぬくもりのある地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 公共建築物等とは、市または市以外の者が整備する公用または公共の用に供する建築物とする。なお、市以外の者が整備する公用または公共の用に供する建築物とは、下記に掲げるものとする。

- イ 教育施設（学校，幼稚園（こども園）等）
- ロ 社会福祉施設（特別養護老人ホーム，保育所（こども園）等）
- ハ 医療施設（病院，診療所等）
- ニ スポーツ施設（体育館等）
- ホ 社会教育施設（図書館等）

へ 公共交通機関の旅客施設（休憩所，待合所，駅舎等）

ト その他（市の補助金・交付金などの支援を受けて整備する施設）

- (2) 木造化とは，建築物の新築，増改築にあたり，構造耐力上主要な部分（壁，柱，梁，けた等）の全部又は一部に地域材を利用することをいう。
- (3) 木質化とは，建築物の新築，増改築，改修等にあたり，室内に面する部分（天井，床，壁等）及び屋外に面する部分（外壁等），並びに，建築材以外の利用にあつては備品等に地域材を利用することをいう。
- (4) 地域材とは，市内で伐採され，市内産であることを木材認証制度等に基づく証明がされた木材とする。

（基本理念）

第3条 市民が地域材に愛着を持ち，地域において育まれた貴重な森林資源が次世代に引き継がれ活力ある地域社会づくりができるよう地域材利用を推進するとともに，木材を積極的に利用することにより地球温暖化の防止に寄与することを基本理念とする。

第2章 各主体の責務及び役割

（市の責務）

第4条 市は，基本理念にのっとり，公共建築物等の木造化・木質化の推進に関連する施策を総合的及び計画的に実施することとする。

（市民の役割）

第5条 市民は，森林の大切さについて理解を深め，木造化・木質化に係る活動に積極的に参加するとともに，木造化・木質化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は，木の良さについて理解を深め，地域材の積極的な利用に努めるものとする。

（森林所有者等の役割）

第6条 森林所有者等は，森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう，その所有する森林の適正な管理に努めるとともに，木造化・木質化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（森林組合の役割）

第7条 森林組合は，森林組合が森林所有者等の協同組織であり，地域における林業の中核的な担い手であることにかんがみ，森林所有者等に対し，その地域の特性に応じた一体的かつ計画的な木造化・木質化を指導し，又は自らこれを実践するとともに，木造化・木

質化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、地域材を積極的に利用し、木造化・木質化に係る活動に積極的に参加するとともに、木造化・木質化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 林業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう努めるものとする。

3 木材産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域材の利用の拡大に努めるとともに、地域材を活用する製品の開発に努めるものとする。

第3章 市の施策等

(木材利用指針)

第9条 市は、公共建築物等の整備にあたっての木材利用に関する目標等を定めた「〇〇市木材利用指針」を策定するものとする。

2 市は、「〇〇市木材利用指針」を策定したとき、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを広く市民に公表するものとする。

(安定的な供給と利用の推進)

第10条 林業の事業者は、森林資源を有効に利用し、素材の安定的な供給に努めるものとする。

2 木材産業の事業者は、地域材の有効活用に努めるものとする。

3 市は、林業及び木材産業の事業者等に対し、森林資源の有効利用推進に関して必要な助言又は支援に努めるものとする。

(公共建築物等の木造化・木質化)

第11条 市は、地域材の利用を推進する模範となるため、第9条に規定する「〇〇市木材利用指針」に定める基準により、自ら整備する公共建築物等の木造化・木質化を推進するものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、消費の動向等木材流通の把握に努めるとともに、木材に関する情報の共有及び一元化を図り、情報発信の取組に努めるものとする。

(普及啓発)

第13条 市は、地域材を使う意義及び利用により得られる恩恵について、学習の機会を

設ける等により、市民に広く普及するものとする。

2 市は、県、森林組合および事業者等と連携して、第3条に定める「基本理念」に対する理解を深める啓発活動を実施する。

(補助金交付)

第14条 市は、市以外の者が地域材を用いて公共建築物等の建設を行い、又は公共施設等の備品を地域材が原材料となった木製品で整備する場合、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

第4章 協議会

(協議会の設置)

第15条 市は、公共建築物等の木造化・木質化の推進、並びに、地域材利用を推進するため、協議会を設置する。

(組織等)

第16条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の所掌事務)

第17条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) この条例に規定する事項その他公共建築物等の木造化・木質化の推進に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、公共建築物等の木造化・木質化の推進に関し必要な事項について市長に意見を述べること。

(2) 「〇〇市木材利用指針」の策定に関すること。

(3) 公共建築物等の木造化・木質化の推進に関する施策の実施を推進すること。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。